

2026年度東京大学基金ステューデントサポーターズクラブ奨学金募集要項

1 目的

東京大学基金ステューデントサポーターズクラブ奨学金（以下「本奨学金」という。）は、有志の方々からの寄付を原資として、東京大学基金が、経済的支援を必要とする正規学生を支援し、次世代のリーダーとして未来を築く卓越した人材を育成することを目的とします。

2 申請者の資格

- (1) 2026年4月に東京大学大学院修士課程（専門職学位課程含む。以下同じ。）に入学した日本人学生（日本国籍以外で在留資格等が「法定特別永住者」、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「日本に永住する意思のある定住者」を含みます。）のうち、特に優秀な人で、かつ経済的支援を必要とする人としします。
- (2) 他の給付型奨学金及び貸与型奨学金と併用することはできますが、併用する奨学金の条件により給付が受けられないこともあります。

3 採用予定者数

本年度は40人程度を予定しています。（年度により変動があります。）

4 支給額

月額5万円（原則として返還の義務はありません。）

5 支給期間

2026年4月から最長2年間（標準修業年限内に限る。）とします。
ただし、標準修業年限内であれば、再申請も可とします。

6 奨学金の申請

受給を希望する学生は、提出期間内に必要な申請書類を本部奨学厚生課奨学チーム（以下「奨学チーム」という。）に郵送にて提出してください。

(1) 提出期間

2026年6月22日（月）～7月27日（月）【必着】

(2) 提出先

〒113-8654 東京都文京区本郷7-3-1

東京大学 本部奨学厚生課 奨学チーム 宛

※ 封筒表面に「東京大学基金ステューデントサポーターズクラブ奨学金申請書類」在中と朱書きし、必ず特定記録等の記録郵便で郵送してください。

※ 提出方法は郵送のみです。窓口にて受け取ることはできませんのでご注意ください。

(3) 申請書類

次に示す申請書類のうち、該当するものを奨学チームに提出してください。

※ 各様式は本学ウェブページからダウンロードしてください。

(URL : https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/welfare/h02_29.html)

申請書 (様式1)	必要事項を記入してください。	
成績証明書	学部4年間分の成績 ※編入学をした場合は、編入前の大学や高等専門学校在籍時の成績も提出してください。	
収入等に関する証明書 ・生計維持者 (原則父母、ひとり親家庭の場合は父または母、配偶者がいる場合は父母と配偶者及び申請者本人) について提出してください。	生計維持者全員	課税 (所得) 証明書又は非課税証明書の原本 ※申請時点で発行できる最新年度のもの ※市区町村によって証明書の名称が異なります。
	給与所得者 (確定申告を行っていない者)	源泉徴収票2025年分 (写) ※2025年1月以降に就職・転職した場合は年収見込証明書 (様式2-1) も提出
	給与所得以外の所得者 (確定申告を行った者)	確定申告書 2025年分 (第1表・第2表の写)
	生活保護の認定を受けている場合	保護料決定 (変更) 通知 (写)
	無職・無収入の場合 ・就学者・父母の扶養親族となっている家族は必要ありません。	無職・無収入申立書 (様式2-2) ※課税 (所得) 証明書に所得の記載がある場合は、退職証明書等、その収入が現在ないことがわかる書類も提出
	障害者のいる世帯	身体障害者手帳 (写)、公害医療手帳 (写)、精神障害者保険福祉手帳 (写)、原爆手帳 (写)
	震災、風水害、火災その他の災害又は盗難の被害を受けた世帯	罹 (被) 災証明書

7 受給者の決定の通知

受給者を決定した後、受給者本人に通知します。

8 奨学金の支給方法

奨学金の支給は、在籍確認の上、原則として6か月ごとに受給者名義の預金口座に送金します。

9 奨学金の支給休止及び復活

- (1) 受給者が休学する場合又は1か月以上の長期欠席（海外留学や学外における研究活動等によるものは含まない。）する場合は、奨学金の支給を休止します。
- (2) 前号の規定により奨学金の支給を休止された者が、その事由が消失したことを証する書類を付して奨学チームに支給の再開を願い出た場合は、奨学金の支給を再開することがあります。

10 奨学金の支給廃止

受給者が次のいずれかの事由に該当する場合は、奨学金の支給は廃止します。

- (1) 退学したとき。
- (2) 停学の処分を受けたとき。
- (3) 学業成績が不良となったとき。
- (4) 学修状況又は研究成果の報告を怠ったとき。
- (5) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (6) 前各号のほか、受給者として適当でない事実があったとき。

11 奨学金の返納

受給者が奨学金の支給休止若しくは支給廃止又は受給者として適当でない事実があったときは、既に支給した奨学金の全部又は一部を返納する必要があります。

12 奨学金の辞退

受給者は、奨学チームに奨学金の辞退を申し出ることができます。

13 異動の届出

受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに奨学チームに届け出る必要があります。

- (1) 休学又は長期欠席しようとするとき。
- (2) 住所、氏名、連絡先その他重要な事項に変更があったとき。

14 報告書の提出及び報告会への出席

- (1) 本奨学金の支援者に向けた成果報告会を年一回程度実施する予定としており、受給者は出席し、寄付者に研究及び学生生活状況の報告を行う必要があります。

なお、今回採用者の2026年度成果報告会は、12月1日（火）に開催する予定です。

- (2) 毎年3月に、研究及び学生生活経過報告書を提出する必要があります。

15 その他

- (1) 提出された申請書等は、一切返却いたしません。
- (2) 申請書類等に記載されている個人情報、本奨学金業務に限定し利用するものであり、その他の目的に使用することはありません。
- (3) 支援寄付者と受給者との連絡等は必ず大学を通じて行い、個人的に連絡等をとることは禁止します。